

参考様式第29及び参考様式第32の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 12
要綱上の事業名称	(15)住宅再建等の手続き支援、改修相談・啓発支援事業
細要素事業名	檜葉町住宅再建相談等支援事業（平成28年度分）
全体事業費	2, 614 (千円)

・事業概要

檜葉町は、東日本大震災の発生により津波流出家屋98戸に加え、地震により全壊49戸、大規模半壊134戸、半壊1,122戸、一部損壊387戸の被害が生じ、町内の家屋は甚大な被害を受けている。（平成28年4月末現在）

町では、住居確保のため復興交付金を活用し、防災集団移転促進事業による宅地造成並びに災害公営住宅の整備を進めているところである。

一方で、防災集団移転とは別に、別移転や修繕により住宅再建を行う方も相当数存在している。

しかしながら、建築業等をはじめとする事業者が、今般の復興事業の過密化により、個人からの依頼を受けることがでない事業者も少なくなく、町民が自ら事業者を見つけることが難しい状況となっている。

本事業では、防災集団移転促進事業対象者等の町民における住宅再建を促進するため、建築士等の専門家や専門職員を配置し、町民からの住宅再建・修繕に関する各種相談や事業者の選定等に係る支援に対応するとともに、町内事業者等に対し、関係団体と連携して町外の事業者や人材等の紹介・融通等を行う総合的な相談窓口を設置する。

・事業費

窓口運営業務 2,614 千円

・事業期間

平成28年6月1日～平成29年3月31日

(参考)

平成26年度（平成26年9月～平成27年3月） 事業費 2,000千円

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月） 事業費 3,137千円

\* 平成26年度は当該事業の周知・説明等に係る住民説明会運営事業も実施

・基幹事業との関連性

津波により住宅を滅失した防災集団移転対象世帯を含む自主再建者を対象とした住宅に係る総合相談窓口等を設置することで、基幹事業の円滑化並びに町内における住宅の早期再建を図ることができる。

- ※ この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。